

(責務)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び株式会社トータル建築確認評価センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律並びに長期優良住宅の普及の促進等に関する法律、これらに基づく命令及び告示等を遵守し、この約款及び評価等業務規定（以下「規定」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、契約書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められてときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、乙の定める「住宅性能評価検査料金」及び「長期使用構造等確認審査料金表」に基づき定められた額の手数料を、この契約が締結された日（以下「契約日」という。）までに現金もしくは乙の指定する方法により納入しなければならない。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

第2条 設計住宅性能評価で、希望しない性能表示事項がある場合には、その旨を明らかにしなければならない。

2 甲は、乙の求めに応じ、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認（以下「設計評価等」という。）のために必要な情報を乙に提出しなければならない。

3 設計評価等の審査業務期日について、床面積の合計に応じ次のとおりとする。ただし繁忙期においては甲乙協議の上、業務期日の延長（乙が規定する休日は業務期日の日数に含まない。）ができる。

(1) 一戸建ての住宅で 200 m<sup>2</sup>未満のもの 契約日から 30 日以内

(2) 一戸建ての住宅で 200 m<sup>2</sup>以上のもの 契約日から 45 日以内

(3) 共同住宅等で 500 m<sup>2</sup>未満のもの 契約日から 45 日以内

(4) 共同住宅等で 500 m<sup>2</sup>を超えるもの 契約日から 75 日以内

4 甲の非協力、第三者の妨害、天災その他乙の責に帰することの出来ない事由により業務期日から遅延する場合には、甲と乙との協議の上、期日を変更することが出来る。

5 設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書（以下「設計評価書等」という。）の交付前に申請内容が大きく変更された場合においては、本申請を取り下げるものとする。甲が希望する場合は別件として再度申請を行うことができる。

6 甲は、設計評価書等が交付されるまでに、乙に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。

7 甲は、乙が行うべき評価等の審査業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他乙に帰すべき事由により当該契約を解除したときは既に支払った評価手数料等の返還を請求できる。

8 乙は、甲の必要な協力が得られないこと、評価手数料等が支払期日までに支払われないこと、その他の甲に帰すべき事由が生じた場合においては、甲に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。

9 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は一定額の評価手数料等の支払いを請求できるとともに、生じた損害を請求することができる。

10 乙が負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるものは該当しない。

(1) この契約が、設計評価等の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保障すること。

(2) この契約が、設計評価等の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証すること。

(3) 設計評価等の申請書、同添付図書の記載に虚偽その他の事由により適切な設計評価等の審査を行うことができなかった場合の設計評価等の結果についての責任を負うこと。

(建設住宅性能評価)

第3条 建設住宅性能評価で、希望しない性能表示事項がある場合には、その旨を明らかにすること。

2 甲は、乙の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を乙に提供しなければならない。

3 甲は、乙の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地および工事現場に立入ることに協力しなければな

らない。

- 4 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日は、評価対象住宅の各段階の検査で評価書の内容に適合し、または適合しないことを確認し、完成時の検査が終了した後 10 日以内とする。
- 5 甲の非協力、第三者の妨害、天災その他乙の責に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、甲と乙との協議の上、期日を変更することができる。
- 6 甲は、申請に係る住宅が建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証を乙に提出しないときは、建設住宅性能評価書の交付を求めることはできない。
- 7 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件をして再度申請を行わなければならない。この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されたものとする。
- 8 甲は、建設住宅性能評価書が交付されるまでに、乙に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。
- 9 甲は、乙が行うべき評価の業務が、業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他乙に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価手数料の返還を請求できる。
- 10 乙は、甲の必要な協力が得られないこと、評価手数料が支払期日までに支払われないこと、その他の甲に帰すべき事由が生じた場合においては、甲に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。
- 11 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は一定額の評価手数料の支払を請求できると共に、生じた損害の賠償を請求する事ができる。
- 12 乙が負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるものは該当しない。
  - (1) この契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法に適合することについて保証すること。
  - (2) この契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証すること。
  - (3) 建設住宅性能評価申請書、同添付図書の記載に虚偽その他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合の建設住宅性能評価の結果についての責任を負うこと。

(リモート検査)

第 4 条 乙は、建設住宅性能評価の各段階の検査においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

- (1) 検査体制（使用する機器、Web 会議システム等）
- (2) 書類検査の方法
- (3) 検査補助者の安全対策
- (4) 中断したときの対応
- (5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補助することができるように協力しなければならない。

4 甲は、第 2 項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。

5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第 4 条に規定する事務所とする。

(評価業務等の契約)

第 5 条 乙は、評価業務等の申請を引受けた場合には、甲に評価業務等の引受承諾書を交付する。この場合、性能評価業務引受書又は長期使用構造等に係る確認業務引受承諾書を持って、甲と乙は契約を終結したものとする。

(別途協議)

第 6 条 この約款に定めのない事項及びこの約款の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙審議誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

この約款は令和 8 年 1 月 1 日より施行する。